(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西村山郡西川町大字海味字東浦三〇一番二二から同町大字海味字町浦四四八番一まで	前	一二・一六～一九・六九メートル	〇〇・二八〇キロメートル
	後	一二・一六～一八・三三メートル	〇〇・二八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

○東北地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西村山郡西川町大字水沢字石倉二四〇番一から同町大字水沢字坂ノ下二二〇番一まで	前	一五・四〇～五七・五一メートル	〇〇・二五〇キロメートル
	後	一九・一三～五五・四三メートル	〇〇・二五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大館市長走外二字下内沢外三国有林から同市長走字陣場三二七番一まで	前	二一・五八～七六・一六メートル	〇〇・五〇二キロメートル
	後	二一・五八～六二・九〇メートル	〇〇・五〇二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市長走外二字下内沢外三国有林から同市長走字陣場三二七番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○東北地方整備局告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百二十一号	喜多方市関柴町西勝字西原から同市塩川町天沼字米田まで	改築	平成二十五年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第二百七号東京都市計画河川事業第五号石神井川
三　事業施行期間　自平成十六年五月二十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千四百十五号東京都市計画公園事業第五・六・十五号芝公園
三　事業施行期間　自平成元年八月十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成元年建設省告示第千四百十五号、平成二年建設省告示第千五百五十八号、平成二年建設省告示第千九百九十九号、平成三年建設省告示第千八百三十七号、平成四年建設省告示第三百八十八号、平成六年建設省告示第五百七十一号、平成七年建設省告示第千八百四十六号、平成十年建設省告示第六百十一号、平成十三年関東地方整備局告示第九十九号、平成十六年関東地方整備局告示第百三十七号、平成十九年関東地方整備局告示第二十七号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百五十号の事業地のうち東京都港区芝公園四丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都港区芝公園四丁目地内